

法の解釈・適用のあり方(三)

清水谷 隆 寛

目 次

- 一 序 説
- 二 利息制限法所定の制限超過の利息・損害金と元本充当(昭和三九年一月一八日最高裁大法廷言渡の判決理由と同三七年六月一三日同法廷言渡判決の判決理由)(以上第九号)
- 三 昭和四三年一月一三日ならびに同三九年一月一八日最高裁大法廷言渡の二判決の対象となった事件の概要と裁判の経過
- 四 上記三判決の正否を判断するに必要なその他の資料
- 五 法の解釈・適用のあり方についての三つの考え方とその正否判定の基準としての法適用の結果の妥当性(以上第一〇号)
- 六 法適用の結果の妥当性判定の基準としての法の経験科学的認識と法解釈学の性格・任務
- 七 昭和四三年一月一三日最高裁大法廷言渡判決の正否

六 法適用の結果の妥当性判定の基準としての法の経験科学的認識と

法解釈学の性格・任務

わたくしは、前節において、事案を法的に処理するに当り適用すべき法規の選び方に三通りあること、そしてその正否判定の基準は事案に法を適用した結果の当否あるといった。しかし、適用の当否は判定者の価値観によって異なる訳である。とすれば、われわれは、何を基準として適用法規の当否を判定したらよいか。わたくしは、実践目的を離れた没価値的な認識をわれわれに提供する法社会学、経済学、社会学等の経験科学的認識にこれを求むべきであると思う。前に掲げた多く事例を再び借用して、その関係を明らかにしたい。

先づ自衛隊の問題を取り上げて見よう。

多くの憲法学者は自衛隊に適用すべき法規として憲法第九条を選定し、自衛隊は違憲であるという。自衛隊成立の動機や目的、その現在の性格、装備、編成などを綿密に検討すれば、自衛隊が憲法第九条が保持しないと宣言せる戦力に該当することは明らかである。しかし、憲法第九条が前提とした国際社会は、日本の安全と生存を守るため戦力の保持を必要としない社会であった。憲法前文の次の言葉は、このことを立証している。

日本国民は恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高なる理念を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼してわれらの安全と生存を保持しようと決意した。

平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して日本の安全と生存を維持し得るところに、戦力の保持は必要でない。憲法第九条はこのことを表明せるにはかならない。

しかし、われわれは、世界の諸国民の人間性に他の一面のあることを見落していた。その後の諸国民の行動、国際情勢の現実には完全にわれわれの予想を裏切った。新しい国際情勢に対しては新しい措置を必要とする。政府や国会はこの新情勢に対処して自衛隊法を制定した。自衛隊が現在の国際情勢の下において、日本の安全と生存を守るために必要なことは経験科学の実証するところである。

同じことは、前節に引用した他の多くの事案についてもいい得る。

内縁の不当破棄について、大正四年一月二六日の婚姻予約有効判決、昭和四三年四月一日の内縁準婚判決が出るまでは、社会の慣習に従い結婚式を挙げ夫婦として同棲生活をしている場合にも、民法七三九条の届出をしていない場合には、婚姻の効力に関する一切の規定の適用を受けることができなかった。しかし世間では、届出の有無に拘らず、これを夫婦として待遇している。判例はこの点をとらえて今日では内縁にも民法七六〇条、七六一條、七六八條等の規定を準用し、その不当破棄の場合には、婚姻予約不履行として損害賠償を請求し得るとともに、不法行為としての損害賠償をも請求し得るとしている。この取扱いは法社会学に基礎をおいたものといつてよい。

所謂売渡抵当ないし譲渡担保を民法一七五条に拘らず合法と認めた幾多の判例も、右に述べた内縁の夫婦に民法の婚姻に関する効力のあれこれを準用した場合と同様に妥当な処置であるといふことができる。

売渡抵当という担保制度は、現行民法制定前より日本社会に存在した担保制度で民法施行後も実際の必要から現実

に利用されて今日に至った制度である。裁判所も始めの間は民法一七五条に違反するとして、あるいは民法九四条の虚偽表示であるとしてこれを無効とし、動産を目的とする場合においては、民法三四五条の脱法行為であるとして、これを無効としてきたが、その有用性と法的確信をとまなう永年の慣習であることにかんがみ、遂にこれを慣習法上の一担保制度であることを承認するに至った。(大正三年一月二〇日大審院判決民録九六七頁、大正五年九月二日大審院判決民録一八二二頁、大正八年七月九日大審院判決民録一三七三頁等)そして、その根拠を内縁の夫婦の場合と同じく、この慣習が、法例第二条の「公ノ秩序善良ノ風俗ニ反セス」「法令ニ規定ナキ事項ニ関スル慣習」に該当することに求めている。法社会学により裏付けられた妥当な処置である。

さらに、適用法規の選定が、法の経験科学により裏付けされるものでなければならぬということは、法解釈学の性格・任務という点からも要求せられる。

法解釈学の性格・任務は、法の経験科学の基礎の上に立って、実践目的に適するような妥当な法を創設し構成することにある。このことは、不動産物権の得喪変更は、登録をしなければ第三者に対抗することはできないとした民法一七七条の第三者に一定の制限を加えて、不法行為者その他登記の欠缺を主張するにつき正当な利益を持たないものは、この第三者から除外されるとした明治四一年一月一五日の大審院聯合部判決(民録一二七六頁)、委任は、各当事者において、いつでも解除できるとした民法六五一条一頁に対し、同条は、受任者が委任者の利益のためにのみ事務を処理する場合にのみ適用あるもので、委任が、同時に、受任者の利益をも目的とするときは、委任者は、同条により委任を解除することができないとした大正九年四月二四日の大審院判決(民録五六二頁)、その他幾多の判例がこ

れを立証している。

七 昭和四三年一月一三日最高裁言渡判決の正谷

昭和四三年一月一三日の最高裁大法廷言渡の判決は、昭和三九年一月一八日同法廷言渡の制限超過利息の元本充当に関する判決を基礎としたものであり、昭和三九年一月一八日の判決は、昭和三七年六月一三日同法廷言渡の元本充当を否認した判決を変更したものであるから、重複を顧みず兩判決理由を記述することから始めたい。

昭和三九年一月一三日最高裁大法廷言渡判決の判決理由

(一) 債務者が利息・損害金の弁務として支払った制限超過部分は、本法一条四条の各一項により無効とされ、その部分の債務は存在しないのであるからその部分に対する支払は弁済の効力を生じない。従って債務者が利息損害金として支払っても制限超過部分に対する指定は無意味であり、結局その部分に対する指定はないと同様であるから元本が残存するときは、民法四九一条の適用により、これに充当されるものといわなければならない。

(二) 本法一条四条の各二項は、債務者において超過部分を任意に支払ったときは、その返還を請求することができない旨規定しているが、それは制限超過の利息損害金を支払った債務者に対し裁判所がその返還につき積極的に協力を与えないとした趣旨と解するを相当する。

(三) また本法二条は、契約成立のさいに、債務者が利息として本法の制限を超過する金額を前払しても、これを利息の支払として認めず元本の支払に充てたものとみなしているのであるが、この趣旨からすれば、後日には至って債務者が利息として本法の制限を超過する金額を支払った場合にも、それを利息の支払として認めず元本の支払に充当されるものと解するを相当とする。

(四) さらに債務者が支払った超過部分は残存元本に充当されるものと解することは、経済的弱者の地位にある債務者の保護を主たる目的とする本法の立法趣旨に合致するものである。右の解釈のもとでは、元本債権の残存する債務者とその残存しない債務者との間に不均衡を生ずることを逸れないとしても、それを理由として元本債権の残存する債務者の保護を放擲するような解釈をすることは本法の立法精神に反するものといわなければならない。

横田喜三郎裁判官の補充意見(昭和三七年六月一三日最高裁大法廷言渡判決に対する反対意見)

利息制限法一条二項は、債務者が同条一項の利息の制限を超過した部分を任意に支払った場合に、その返還を請求することができない旨を定めているだけであって、その部分を債権者が制限超過の利息の弁済として取得し得ることを定めているのではない。もとより他方でその部分を元本に充当すべきことを定めているのでもない。

このような場合には立法の趣旨に順じて解釈することが法の解釈の基本原則である。いったい利息制限法はいわゆる社会立法に属するもので、その根本趣旨は、何よりもまず経済的弱者の地位にある債務者を保護することにある。

……他方で金融の円滑を期することも必要ではあるが、経済的弱者の保護という目的にくらぶれば第二次的のものといわなければならない。そうして見れば、利息制限を超過する部分については、経済的強者である債権者の利益のた

めに、これを制限超過の利息に充当するよりも、経済的弱者である債務者の利益のために、残存する元本の支払に充当することこそ、利息制限法の立法趣旨に合するといわなければならない。

齊藤朔郎裁判官の補充意見

法律に違反したことが行なわれて後日これが裁判の問題となった場合に、裁判官はその行為の効力を否認するのが通常の事態であって、ある行為を無効と定めながら裁判上その無効を主張できないものとすることはむしろ異例のことといわねばならない。高利の禁止という政策を法律の力で画一的に達成せしめることは、実際上かえって弊害を伴うおそれもあるので無効としながらも裁判による助力を与えないという線で放任するというのも一つの異例の措置として理解できる。

しかし、債権者は債務者の任意に支払った制限超過利息（遅延損害金を含む以下同じ）の返還請求を受けないということだけでも極めて有利な立場に立っている上に、さらに残存元本の支払をも請求できるというのであっては、利息制限法の立法趣旨である債務者の保護は実際上ほとんど失われてしまう。私の考えでは、裁判所は債務者のために、その任意に支払った制限超過利息の返還を認めないとともに、債権者のため、制限超過利息の支払を受けながらお残存元本の支払を請求することを認めない。すなわち、裁判によって事を処理する場合には、問題の金額に関する限りにおいては、債権者債務者いずれの側からするも新規の金銭の出し入れをなさしめないで、その当時の金銭の支払関係の現状をもとにして高利の禁止という立法の目的にかなった解釈を与えるのが最も公平の理念に合する措置であると考える。

横田正俊裁判官の反対意見(入江俊郎、城戸芳彦両裁判官は右横田正俊裁判官の反対意見に同調する)

私は次述べる理由により、当裁判所大法廷の判例の結論を維持するのが相当であると考えるから多数意見には同調しかねる。

(一) 等しく金銭を目的とする消費貸借といっても、貸主は各種銀行から市井の貸金業者、個人に至るまでその種類は多く、借主も大企業、中小企業から一般消費者に至るまで多種であり、借り受けの目的も多様である。そして経済の一般原則にしたがえば、金銭貸借の対価である金利も、その時の一般的金融情勢のほか貸主の持つ資金の多寡、貸付に用いられる資金が安いものか高いものか、借手の信用度すなわち回収が確実であるかどうかの貸付または回収の手續に費用がかかるかどうか等の諸要因によって左右されるはずのものであるから、消費貸借における利息または損害金の約定も、一般取引におけると同様、一応契約の自由に委せ、ただ借主に余り不利益なものだけを民法九〇条のような一般条項ないし旧利息制限法五条のような特別の救済規定により裁判上これを是正すれば足りるということも考えられないではない。

しかし、それでは借主の保護に不十分なので、立法措置をもって、利息または損害金につき適当と認められる最高水準を定め、これを超える部分につき約定の効力を否定することが必要とされるのであり、いわゆる利息制限立法がこれに当るのである。こうして利息制限法令においても他の統制法令におけると同様、適当と認めた基準を一度定めた以上は経済界の実態がどうあっても、また経済界にある程度の摩擦を生ずることがあってもこれを強行するという立場が先づ考えられる、しかしながら、他面において、その基準が必ずしも適切でないことから生ずる不都合や摩擦

はできるだけ避けなければならぬ。ことに借主保護に急なる余り、経済界の実情に余りにもかけ離れ金融機構（とくに信用の乏しい者も比較的安い利息でしかも返済し易い方法で金銭が借りられるような機構）の整備充実をまたないで、余りに厳格な規整を強行するときは、金融梗塞という借主のためにならない結果または闇金利の横行というような法律軽視の風を招来するおそれのあることも反省されなければならない。……したがって利息等の制限に関し最高の基準を法定した場合においても、金融市場の複雑性にかんがみ、これを全面的に強行することが適当でないと認められるときは、これに対するなんらかの緩和策を併せ講ずることは決して理由のないことではない。

(一) ところで、現行のわが利息制限法の規定を概観するに、同法は、利息の約定と損害金の約定とに分ち、元本額のいかんにより三段階の最高利率を定め、これに違反する契約は、超過部分につき無効とする反面、債務者が右超過部分を任意に支払ったときは、その返還を請求することができない旨を規定しているのである。右によれば、同法は、利息等の最高基準を法定しながら、これを絶対に強行するという態度をとらず、旧利息制限法下においてすでに判例法として確定されていた原則を法規に定着させることにより、右制限に対する緩和策を併せ規定しており、しかもその緩和策の核心を、債務者の任意支払という点においていることが知られるのである。

右緩和策の意義を大まかにとらえてみるならば、右制限法は、同法に規定する保護を受けるかどうかを債務者自身意思にかからせ、債務者が法による制限を敢て主張しないで制限超過の利息を任意に支払ったときは裁判所としてもその意向に従うこととし、後日に至って債務者が法による保護を主張しても裁判所はこれに応じた是正措置を構じないことを明らかにしているものと理解されるのである。

(三) つぎに、右緩和策たる法一条二項、四条二項の意義についてやや詳細な検討を試みることにする。

(い) 右各本条については、悪法であるという批判もあり、それは、ひっきよう、債務者の任意の支払といっても、それは実質的には半ば強制された支払にほかならないから、そのようなことによつて、借主の保護を目的とする法の適用を緩和すること自体が不合理であるということを理由とするものようである。もとより (イ) 債務者が債権者の強迫により超過部分の支払をした場合や利息の天引の場合のように、債権者の直接の強制によつて支払または控除が行われた場合には、債務者の意思にそつたとしても、到底前示各法条にいう任意の支払と認め得ないことはいうまでもないが、(ロ) 高利ではあつても、きわめて適時の融資により債務者が企業上または生活上の危機を乗り切ることができた場合や、その資金の運用により債務者が多大の収益を上げることができたような場合には、制限超過部分の支払も、きわめて任意であることがありうる。(ハ) その他の場合における債務者の支払の場合には、制限超過部分の任意性は、右両極端の中間に位し、その任意性の程度には、具体的事情の如何によりかなりの差異がありうることを認めなければならない。しかし、任意性の程度いかにより法律上の取扱を差別することは困難なことであるから、いやしくも任意性が認められるかぎりにおいては、債務者はそれぞれの考えがあつて支払しているものと認め、一律にその意向にしたがつて事を処理することとしても必ずしも不合理とのみ断定することをえない。旧利息制限法下における裁判例が債務者の任意の支払に特別の意義を認めているのも、単に旧法が「裁判上無効」という規定の仕方をしていふという形式的な理由だけでなく、以上に述べたようなことをその実質的な理由としていふのではないかと思われる。

(ウ) 各法条は、制限超過部分の返還を請求し得ない旨を規定するに止まるから、単に不当利得の返還請求が制限されているにすぎないとするのが多数意見であるが、前述の如く、右各法条による緩和策の意義が、債務者の意向を汲み、裁判所としては、後日敢てこれに介入しないという点にあるとするならば、債務者のした任意の支払は、制限超過部分については非債弁済であるが、有効なものとし、債務者が後日に至り不当利得としてその返還を求めても裁判所はこれに協力しないのはもちろん、債務者が任意指定充当した弁済もこれを有効なものとし、債務者が後日に至り、制限超過部分についての充当は無効であるとして民法九四一条により法定充当を主張しても、裁判所はこれに依じて同法により是正措置を構じないというのが右各法条の趣旨であると解するのが自然であり、かつ権衡のとれた解釈である。なお、多数意見は、法二条の規定を法定充当説の論拠としているが、制限超過利息の天引の場合には、実質的にみて右天引部分については消費貸借の要物性が認められなければならず、前述の如くその控除についての債務者の任意性が全く認められないから、その部分は、また弁済期の到来していない元本の支払に充てたものとみなすというきわめて特異な取扱いをしているのであって、このような特異な規定の存在が一般の任意弁済の場合における法定充当を理由づけるものではない。

昭和三十七年六月一三日最高裁大法廷言渡判決の判決理由

(一) 金銭を目的とする消費貸借上の利息または損害金の契約は、その額が利息制限法一条、四条の各一項にそれぞれ定められた利率によって計算した金額を超えるときは、その超過部分につき無効であるが、債務者がそれを任意に支払ったときは、その後において、その契約の無効を主張し、既にした給付の返還を請求することができないもので

あることは、右各法条の第二項によって明らかであるばかりでなく、結果において返還を受けたと同一の経済的利益を生ずるような、残存元本への充当も許されないものと解するのが正当である。

(二) 原判決は、元本債務にして残存するならば、超過支払部分は、当然元本に充当されると解するのが、同法条の法意に通じ、かつ高利金融に対して経済的弱者である債務者を保護しようとする同法制定の趣旨にも適合する所以であるというが、同法二条は、消費貸借成立時における利息天引の場合を規定したのであって、債務者が、契約上の利息または損害金として、法定制限を超える金額を任意に支払った場合につき規定した同法一条、四条の各二項とはおのずからその趣旨を異にするから、同法二条がその規定のように擬制を許すからといって、同法一条、四条の各二項も同一趣旨に解さなければならぬとする理由とすることはできない。

河村大助裁判官の補充意見

(一) 利息制限法が、債務者保護を基調とし、兼ねて社会の経済秩序を維持するという目的の下に制定されるものであることは異論はない。しかし、借手が常に経済的弱者であると断定することは我国庶民金融の実体に照らし到底承服出来ないところである。周知のとおり、貸金業界に依存する中小企業並びに零細融資の需要者たる庶民大衆は質草もない無担保金融に依存するものが多く、経済上の需要供給及び焦付きの危険度等から自然高利金融を生む結果となつて、貸金業者の届出利率も制限利率をはるかに超過する日歩二〇銭を下らない高利取引が公然行われているのが現在の実体である。そして貸金業界の行なう消費貸借はその用途が大体において、生産資金と消費資金とに分れるのであるが、現在の金融取引の圧倒的多数を占める前者の場合は借手が必ずしも経済的弱者であるとはいえない。すなわ

ら借入金を生産資金に回して企業の利潤から利息を払うことができるからである。元来利息は、企業の利潤によって賄われるのが原則であるから、その利息が利潤の範囲内における相当額である限り、制限超過の利息であるからといって経済的に不合理な高利とはいえないのである。唯固より特定の一企業にとって、その金利が利潤の範囲を超える場合もあり得るのであるが、金融市場の一般的水準とされている金利そのものは、その時における貨幣資本の需給を平衡させているものであるから、一般的に不当な金利であると見ることはできない。ただ消費資金の貸付はその需要が概ね困窮に陥った者の借入金であって、その高利は苛酷な性質を帯びる場合が多いのであるから、本来は別に公の金融施策が望ましいことであるが、その実現の容易でない今日においては、異種の性格を持つ消費貸借を一律規制にするのは止むを得ないところであろう。法が超過部分を一応無効としながら、その任意支払を禁止しないという弱い統制から、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律第五条の強い統制迄の中間区域の高利取引を、事實上当事者の自由に放任したのも、前述のような庶民金融の実態から見れば、理解することのできる措置といえよう。すなわち、立法者もにわかに強い統制を加えることは、決して金融秩序を維持する所以でないとの結論に到達したものと思想される。然るに若しも今日の金融取引において、利息、損害金の制限超過部分の任意支払をもって、元本へ充当したものとみなすにおいては貸金業界に恐慌を来たし、金融の梗塞を招来するおそれなしと何人が断言できるであらう。

(二) 同法一条二項及び四条二項の規定は、民法の不当利得に関する規定の特則として設けられたものであって、債権者はその超過部分の契約が無効であることを知っているか否かを問わず、苟くも一旦任意に支払われた以上その返

還を請求することができないものとして定められるものと解すべきである。旧法の「裁判上無効」とするとの規定には解釈上争いがあったが判例は一貫して債権者は裁判上請求し得ないが、債務者が任意に弁済したときはその返還を請求することができないとの解釈をとっているので、改正法も右判例によりつちかわれた慣行をさらに強化し明文化したものと見られる。従って同条の超過部分の任意支払を債務の弁済と解することができないにしても、少なくともその超過部分の任意支払を債権者に帰属させ、これが利得の保有を許したものと解せられるから、債務者に返還請求を許したと同一の経済的利益を与えることは許されないものと解するを相当とする。

超過部分の任意支払を元本への充当に変更するが如きことは、明文に根拠ないこと明らかであるのみならず、各法条の解釈からも当然に導き出されるものではなく、却ってかかる解釈は、利得の保有を許した各条の規定に矛盾するものである。原判決は超過部分の任意支払を以って、同法二条において貸借成立の際に天引した超過利息を元本の支払に充てたものとみなす旨規定している法意に通ずるといふ見解を採っているが、天引した超過利息を元本に充当することにしたのは、現金の授受のない名目的の元本と名目的の支払利息の双方を打消すことにしたものであって、実質的には消費貸借の要物性を欠く部分に消費貸借の成立を否定したのと同一の結果になるものである。すなわち同条は、金銭の授受を伴わない消費貸借の部分について、当事者の合意と異なる充当を擬制した規定であるが、他方同条一条二項は、現実に金銭の授受が行われた場合の規定であって、両者は全く類似性をもたない事項である。従って前者に対する法則を後者に類推適用することは、類推適用の限界を逸脱するものといわなければならない。

(三) 次に制限超過部分の利息・損害金の契約は無効であるから、その部分の弁済は民法四九一条により当然元本に

充当されるとの見解にはわたくしは賛同できない。同条の法定充当はいうまでもなく弁済者または弁済受領者が同法四八八条に基づく充当指定権を行使しなかった場合に適用あるものであって、弁済者が特定の利息または損害金の弁済に指定した場合においては、たとえその債務が無効であり、また同法四八八条第三項の充当の意思表示も無効であると同解せられるにしても、その弁済が不当利得として返済請求権を有するかどうかの問題を生ずるに止り、充当すべき特定の債務を指定した当事者の意思に反し、他の債務に充当することは許されないものと解すべきである。特に利息制限法一条が超過部分の契約を無効としつつ任意支払の場合は返還請求をすることができないとしたのは、取りも直さず、債務者に利得の保有を許す趣旨と解せられるから、当事者の指定に反する他の債務の弁済に充当するが如きは、同法一条二項の趣旨と矛盾するものである。従って法定充当説もとるを得ない。

結局昭和三十七年六月一三日の最高裁判決と昭和三十九年一月一八日の最高裁判決とは、民法四九一条を事案に適用すべきや否やに関する見解の相異に帰する。私の考えでは、四九一条の法定充当は、弁済者または弁済受領者が、同法四八八条に基づく充当指定をしなかった場合にのみ適用あるものであって、弁済者が特定の利息または損害金の弁済に指定した場合においてはたとえ、その債務が無効であり、従って同法四八八条第三項の充当の意思表示も無効であると解せられるにしてもその弁済が不当利得として返済請求権を有するか否かの問題を生ず方に止まり、特定の債務を指定した当事者の意思に反し他の債務の弁済に充当することは許されないものと解すべきであると思う。(また超過部分の任意支払を元本の充当に変更するが如きは明文に根拠ないことが明らかであるのみならず、各法条の解釈からも当然に違き

出されるものでもない) この意味において文理解釈に關する限り三七年の判決に道理があると思う。

わたくしは、利息制限法自体としては、一応利率の最高限を定めながら、債務者の任意支払を条件として、その制限を強行しないことを定めたもので、利息・損害金の超過支払部分を元本の弁済に充当するかどうかについては、何ら定めたものでないと解する。従って、利息・損害金の超過部分の処置については、法は欠けているのであり、かような場合については、法解釈学の性格・任務の要求するところに従い妥当と考えられる法を創り出し、これを適用法規に選定すべきである。では、利息・損害金の超過部分を元本の弁済に充当することを認めた場合と、これを認めない場合といづれが妥当であるか。元本充当を否定する消極説をとると、債務者は、本法の禁止する制限超過の利息損害金を支払わされながら、いくら払っても、元本は何時までも残り債務者は救われないことになる。債権者は、債務者の任意に支払った制限超過利息損害金の返還請求を受けないということだけでも極めて有利な立場に立っている上に、さらに残存元本の支払を請求できるというのであっては、利息制限法の立法趣旨である債務者の保護は、實際上ほとんど失われてしまう。超過部分の利息・損害金の元本充当を認めた積極説が妥当なことは一見明らかである。また、このことは、法の経験科学の承認するところでもある。その理論構成においては、わたくしの場合と異なるも、利息・損害金の超過支払部分を残存元本の弁済に充当すべきあるとする昭和三九年一月一八日の最高裁大法廷言渡判決は結局において正しく、この判決を前提とせる昭和四三年一月一三日同法廷言渡の判決も正しいといわなければならない。